第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政党の支部が設立の届出に添付する文書）

第十二条　令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号（以下この条及び第四十条において「読替え後の令第五条第四号」という。）に掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一　読替え後の令第五条第四号に規定する書面　別記第二十号様式

二　読替え後の令第五条第四号に規定する政党の証明書　別記第二十一号様式

第十二条の二を削る。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを削り、同条中「並びに同条第三項第一号及び第二号に該当するときの届出に係る文書」を削り、「別記第十一号様式」を「別記第二十三号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十九条第三項の規定による届出に係る文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

一　法第十九条第三項第一号に該当するとき　別記第二十四号様式

二　法第十九条第三項第二号に該当するとき　別記第二十五号様式

三　法第十九条第三項第三号に該当するとき　別記第二十六号様式

第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条及び章名を加える。

（特定パーティーの届出に添付する文書）

第十三条　令第九条第二項の規定により読み替えて適用される令第五条第一号に掲げる文書は、別記第二十二号様式に準ずるものとする。

第二章　公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第二十条の見出しを「（政治資金パーティーを告知する文言）」に改め、同条を第二十九条とする。

第十九条の見出しを「（純資産から控除する資本金等）」に改め、同条を第三十八条とし、第十八条を第三十七条とする。

第十七条第一項中「規定により、総務大臣の」を「規定による総務大臣が」に、「を請求しようとする者」を「の請求」に、「請求者」を「交付請求」に、「書面」を「文書」に、「を総務大臣に提出しなければ」を「でしなければ」に改め、同項第一号中「請求者」を「交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）」に改め、同項第二号中「写しの交付の請求」を「交付請求」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同項第三号中「求める写し」を「交付請求者が求める収支報告閲覧対象文書の写し」に改め、同項第四号中「写しの送付の方法による」を削り、「交付」を「送付」に改め、同条第二項中「請求者」を「交付請求者」に改め、同条第三項中「法第二十条の二第二項の規定による請求」を「交付請求」に、「当該請求」を「当該交付請求」に改め、同条第四項中「請求者」を「交付請求者」に改め、同条第五項中「法第二十条の二第二項の規定による請求」を「前二項の規定にかかわらず、総務大臣は、交付請求」に改め、「収支報告閲覧対象文書」の下に「の写し」を加え、「当該請求」を「当該交付請求」に、「すべてについて第三項」を「全てについて法第二十条の二第二項」に改め、「、同項及び前項の規定にかかわらず、総務大臣は」を削り、「に第三項の規定による交付」を「に当該交付」に、「同項の規定による交付」を「当該交付」に、「同項に」を「第三項に」に、「請求者」を「交付請求者」に改め、同項第一号中「本項」を「この項の規定」に改め、同項第二号中「第三項の規定による交付」を「当該交付」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　寄附等に関する制限

第十六条第一項中「報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）のうち」を削り、「において受理したもの」を「が受理した収支報告閲覧対象文書（令第十八条に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「の指定」を「が指定」に改め、同条第二項中「収支報告閲覧対象文書は、前項」を「前項の収支報告閲覧対象文書は、同項」に改め、同条第三項中「収支報告閲覧対象文書」を「第一項の収支報告閲覧対象文書」に改め、同条第四項中「違反する」を「違反した」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条の見出しを「（収支報告書の要旨の公表の様式）」に改め、同条中「法第十二条第一項又は法第十七条第一項の規定による報告書に係る」及び「要旨の」を削り、「別記第十三号様式」を「別記第三十一号様式」に改め、同条を第三十四条とする。

第十四条の十一の見出しを「（政治資金適正化委員会の参事官）」に改め、同条第二項中「局務の」を「局務のうち」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　報告書の公開

第十四条の十第一項中「の政治資金監査」を「に規定する政治資金監査」に改め、「（以下この条において「政治資金監査研修」という。）」を削り、同条第二項中「政治資金監査研修」を「前項の研修」に、「の修得に係るもの」を「に係る研修」に、「その主たる」を「主たる」に改め、「、かつ」及び「その内容に」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の研修は、同項の目的を達成できるよう適切な方法により行わなければならない。

第十四条の九の見出しを「（登録政治資金監査人に係る登録の抹消に関する申請等）」に改め、同条を第三十一条とする。

第十四条の八の見出しを「（登録政治資金監査人に係る変更登録の申請）」に改め、同条を第三十条とし、第十四条の七を第二十九条とする。

第十四条の六の見出しを「（登録政治資金監査人証票の様式）」に改め、同条中「別記第十二号様式の五」を「別記第三十号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第十四条の五の見出しを「（登録政治資金監査人に係る登録申請書）」に改め、同条第一項中「の登録申請書」を「に規定する登録申請書」に、「書類等（官公署が証明する書類等の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）」を「書類及び写真」に改め、同項各号を次のように改める。

一　戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。）

二　住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）

三　法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

四　法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）

五　前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面

第十四条の五第二項中「よる」を「よるものとする」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の四の見出しを「（登録政治資金監査人名簿の様式等）」に改め、同条第一項中「よる」を「よるものとする」に改め、同条第二項中「政治資金適正化委員会は、」を削り、「より登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する場合には」を「よる調製は」に、「の操作による」を「を操作することにより行う」に改め、同条を第二十六条とする。

第十四条の三の見出しを「（登録政治資金監査人名簿の登録事項）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「該当する」を「該当する者である」に改め、同条第四号中「事項のほか」を「もののほか、」に、「必要があると認めたもの」を「定める事項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十四条の二の十の見出しを「（少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ）」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条の二の九の見出しを「（更に開示を受ける旨の申出）」に改め、同条第一項中「書面により行わなければ」を「文書でしなければ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　更に開示を受ける旨

第十四条の二の九第二項中「場合において」を「申出においては」に、「その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた開示」を「について、当該開示」に、「を当該少額領収書等の写しについて」を「による開示の実施を」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改め、同条を第二十三条とする。